

合併公告

平成 20 年 8 月 25 日

株主及び債権者各位

富山市清水元町 7 番 8 号
エヌアイシ・オートテック株式会社
代表取締役 西川浩司

当社は、セイデン工業株式会社（以下、「セイデン工業」という。）（本店所在地 富山市流杉 255 番地）と合併（以下、「本合併」という。）して、当社はセイデン工業の権利義務全部を承継して存続し、セイデン工業は解散することにいたしましたので公告いたします。

なお、効力発生日は平成 20 年 10 月 1 日であり、当社は会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。また、当社はセイデン工業の全株式を所有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から二週間以内にその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項に基づき、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

セイデン工業

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 20 年 6 月 2 日

掲載頁 108 頁（号外第 114 号）

以上